

# 所得の種類・所得金額・所得控除の計算方法

所得の種類			所得金額の計算方法
2 所得 金額	事業	① 卸売業、製造業、飲食業、サービス業などの所得	収入金額 - 必要経費
		② 米、麦、野菜、果樹、酪農、肉用牛などの所得	
		③ 土地や建物などの貸付から生ずる所得	
	雑	④ 所得税の源泉徴収の対象とならない利子	収入金額と同じ
		⑤ 法人からの利益の配当などによる所得	収入金額 - 株式などの元本を取得するための負債の利子
		⑥ 勤務先から受ける給料、賃金及び賞与など	下の表のとおり
		⑦ 国民年金や厚生年金などの公的年金	下の表のとおり
	雑	⑧ 原稿料など副業による所得	収入金額 - 必要経費
		⑨ 他の所得に当てはまらない所得	
		⑩ ⑦～⑨の合計	
総合譲渡	⑪ 機械、特許権、骨董品などの資産を売ったときに生ずる所得	収入金額 - 資産の取得価格などの経費 - 特別控除額	
一時	賞金や懸賞当せん金、生命保険の満期返戻金など		

## 給与所得

収入金額 (円)	所得金額 (円)
0～1,625,000	収入金額 - 550,000
1,625,001～1,800,000	収入金額 - (収入金額×0.4 - 100,000)
1,800,001～3,600,000	収入金額 - (収入金額×0.3 + 80,000)
3,600,001～6,600,000	収入金額 - (収入金額×0.2 + 440,000)
6,600,001～8,500,000	収入金額 - (収入金額×0.1 + 1,100,000)
8,500,001～	収入金額 - 1,950,000

## 公的年金所得 (公的年金以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合)

年齢	収入金額 (円)	所得金額 (円)
65 歳 未 満	0～600,000	0
	600,001～1,299,999	収入金額 - 600,000
	1,300,000～4,099,999	収入金額 × 0.75 - 275,000
	4,100,000～7,699,999	収入金額 × 0.85 - 685,000
	7,700,000～9,999,999	収入金額 × 0.95 - 1,455,000
10,000,000～	収入金額 - 1,955,000	
65 歳 以 上	0～1,100,000	0
	1,100,001～3,299,999	収入金額 - 1,100,000
	3,300,000～4,099,999	収入金額 × 0.75 - 275,000
	4,100,000～7,699,999	収入金額 × 0.85 - 685,000
	7,700,000～9,999,999	収入金額 × 0.95 - 1,455,000
10,000,000～	収入金額 - 1,955,000	

- ※ 給与収入金額が660万円未満の場合には、上の表に関わらず、「所得税法別表第五」により所得金額を求めてください。  
 ※ 公的年金以外の合計所得金額が1,000万円を超える方は、別の計算方法となります。確定申告が必要ですので、その際にご確認ください。  
 ※ 65歳未満の方：昭和35年1月2日以降に生まれた方 65歳以上の方：昭和35年1月1日以前に生まれた方

## ◎所得金額調整控除

令和3年度から2種類の「所得金額調整控除」が創設されました。

### (1)給与所得と年金所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除

次の①に該当する方の総所得金額を計算する場合に、②の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

#### ①適用対象者

その年の給与所得控除後の給与金額と公的年金等に係る雑所得金額がある納税義務者で、その合計額が10万円を超える方

#### ②所得金額調整控除額

控除額 = {給与所得控除後の給与金額(10万円を超える場合は10万円)  
+ 公的年金等に係る雑所得金額(10万円を超える場合は10万円)} - 10万円

### (2)子ども・特別障害者等を有する方等の所得金額調整控除

その年の給与収入金額が850万円を超える納税義務者で、次の①イ～ハのいずれかに該当する方の総所得金額を計算する場合に、②の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

#### ①適用対象者

- イ 本人が特別障害者に該当する方
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する方
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

#### ②所得金額調整控除額

控除額 = {給与収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

※ 1円未満の端数は切り上げ

種類		所得控除額			
⑬	社会保険料控除	支払った金額 (国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金の掛金など)			
⑭	小規模企業 共済等掛金控除	掛金の額 (小規模企業共済法の共済契約に係る掛金など)			
⑮	生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、下の表により計算した各控除額 (最高70,000円) 一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約両方の適用を受ける場合、それぞれ下の表により計算した額の合計額			
		旧契約		新契約	
		支払金額 (円)	控除額 (円)	支払金額 (円)	控除額 (円)
		~15,000	支払保険料等の全額	~12,000	支払保険料等の全額
		15,001~40,000	支払保険料等×1/2+7,500	12,001~32,000	支払保険料等×1/2+6,000
40,001~70,000	支払保険料等×1/4+17,500	32,001~56,000	支払保険料等×1/4+14,000		
70,001~	35,000	56,001~	28,000		
⑯	地震保険料控除	地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、下の表により計算した合計額 (最高25,000円) ※一つの契約が上記の「地震保険料」「旧長期損害保険料」いずれにも該当する場合は、 いずれか一つの契約のみに該当するものとして計算します。			
		地震保険料		旧長期損害保険料	
		支払金額 (円)	控除額 (円)	支払金額 (円)	控除額 (円)
		~50,000	支払保険料等×1/2	~5,000	支払保険料等の全額
		50,001~	25,000	5,001~15,000	支払保険料等×1/2+2,500
15,001~	10,000				
⑰	寡婦控除	寡婦控除…26万円(本人が女性のみ適用あり)※ひとり親控除が優先されます			
⑱	ひとり親控除	ひとり親控除…30万円(本人の性別に関わらず適用あり)			
	※本人の合計所得金額が500万円以下の方のみ該当	再婚していない方で、子を扶養している方		未婚のひとり親で、子を扶養している方	
		寡婦控除		死別	離別
		扶養親族	子以外	260,000	260,000
			なし	260,000	対象外
⑲	勤労学生控除	高等学校・大学などの学生で自己の勤労に基づく給与所得があり、かつ合計所得が75万円以下であり、そのうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下である方…26万円			
⑳	障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>自身が特別障害者(身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A、寝たきり老人等)である、または別居の特別障害者を扶養している方…30万円</li> <li>自身が普通障害者(身体・精神障害者手帳保有者、知的障害者など)である、または普通障害者を扶養をしている方…26万円</li> <li>特別障害者を扶養しており、かつその特別障害者が、自身や自身の配偶者、自身と生計を一にする親族と同居している方…53万円</li> </ul> ※介護認定を受けている方は「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けられる場合があります。認定書の交付は福祉課(22-1400)までお問い合わせください。			
㉑	配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に、自身の合計所得金額に応じた額が控除されます		本人の合計所得金額 (円)	
		配偶者の年齢	~9,000,000	9,000,001 ~9,500,000	9,500,001 ~10,000,000
		70歳未満 (控除対象配偶者)	330,000	220,000	110,000
		70歳以上 (老人控除対象配偶者)	380,000	260,000	130,000
㉒	配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に、自身の合計所得金額に応じた額が控除されます		本人の合計所得金額 (円)	
		配偶者の合計所得額 (円)	~9,000,000	9,000,001 ~9,500,000	9,500,001 ~10,000,000
		480,001~1,000,000	330,000	220,000	110,000
		1,000,001~1,050,000	310,000	210,000	110,000
		1,050,001~1,100,000	260,000	180,000	90,000
		1,100,001~1,150,000	210,000	140,000	70,000
		1,150,001~1,200,000	160,000	110,000	60,000
		1,200,001~1,250,000	110,000	80,000	40,000
		1,250,001~1,300,000	60,000	40,000	20,000
		1,300,001~1,330,000	30,000	20,000	10,000
		1,330,001~	対象外	対象外	対象外

種類		所得控除額																	
⑳	扶養控除	<p>令和6年12月31日において、生計を一にする配偶者以外の親族で、合計所得金額が48万円以下の方を扶養している方は、扶養親族の年齢に応じた額が控除されます。</p> <p>※「扶養控除」または「16歳未満の扶養親族」欄に対象の扶養親族を記入してください。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">扶養親族の年齢</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">70歳以上</td> <td></td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>自己または配偶者の直系尊属で同居している場合</td> <td>450,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">19歳以上23歳未満</td> <td>450,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の扶養親族</td> <td>16歳以上</td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td>16歳未満 ※</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族の年齢		控除額(円)	70歳以上		380,000	自己または配偶者の直系尊属で同居している場合	450,000	19歳以上23歳未満		450,000	上記以外の扶養親族	16歳以上	330,000	16歳未満 ※	0
			扶養親族の年齢		控除額(円)														
			70歳以上		380,000														
				自己または配偶者の直系尊属で同居している場合	450,000														
19歳以上23歳未満		450,000																	
上記以外の扶養親族	16歳以上	330,000																	
	16歳未満 ※	0																	
㉑	基礎控除	<p>本人の合計所得金額に応じた額が控除されます。</p> <p>※ 合計所得金額が2,500万円を超える方は該当しません。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">本人の合計所得金額(円)</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">～24,000,000</td> <td>430,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">24,000,001～24,500,000</td> <td>290,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">24,500,001～25,000,000</td> <td>150,000</td> </tr> </tbody> </table>	本人の合計所得金額(円)		控除額(円)	～24,000,000		430,000	24,000,001～24,500,000		290,000	24,500,001～25,000,000		150,000				
			本人の合計所得金額(円)		控除額(円)														
			～24,000,000		430,000														
			24,000,001～24,500,000		290,000														
24,500,001～25,000,000		150,000																	
㉒	雑損控除	<p>次のいずれか多い方の金額</p> <p>① (損失の金額-保険金等により補てんされた金額) - (総所得金額等×10%)</p> <p>② 災害関連支出の金額-5万円</p>																	
㉓	医療費控除	<p>次のいずれか多い方の金額</p> <p>① 通常の医療費控除(総所得金額等が200万円以上の方) ※限度額 200万円 (支払った医療費-保険金等により補てんされた金額) - (10万円)</p> <p>② 通常の医療費控除(総所得金額等が200万円未満の方) ※限度額 200万円 (支払った医療費-保険金等により補てんされた金額) - (総所得金額等の5%)</p> <p>③ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) ※限度額 88,000円 (特定一般用医薬品等購入費-保険金等により補てんされた金額) - 12,000円</p>																	

※所得や所得控除の種類は、この説明以外にもあります。該当するものを事前に国税庁ホームページなどでご確認ください。

## 令和7年度分 市町村民税・道府県民税申告書 書き方

- 住所・氏名・生年月日・電話番号を必ず記載してください。
  - 申告書の[ 1 収入金額等 ](ア)～(シ)は、令和6年中の収入金額を記載してください。
  - 申告書の[ 2 所得金額 ]①～⑩は、5ページを参照し、令和6年中の所得金額を記載してください。
  - 市町村民税・道府県民税の申告を**郵送で行う方**は、必要書類を添付して税務課まで郵送してください。
- ⚠ 所得税の申告義務がある方及び所得税の還付金を受ける方は、**税務署**または**e-Tax**で確定申告をするか、申告相談にお越しください。
- ⚠ 郵送された添付資料は返却しませんので、ご注意ください。

### 市町村民税・道府県民税申告書を郵送するときに必要なもの

必要事項を記入した市町村民税・道府県民税申告書(3、4ページ)

- 本人確認書類(扶養親族や事業専従者も必要)
  - ◆マイナンバーカードをお持ちの方  
マイナンバーカードの写し
  - ◆マイナンバーカードをお持ちでない方  
番号確認書類の写し…個人番号通知カードなど  
身元確認書類の写し…顔写真付きのものは1点(運転免許証など)  
顔写真付きでなければ2点(健康保険証など)
- 収入や経費を証明するもの  
給与・年金などの**源泉徴収票の写し**や**収支内訳書**(事業・不動産所得がある方)など、収入や経費を証明するものを必ず添付してください。
- 所得から差し引かれる金額(所得控除)を証明するもの  
控除証明書や、扶養親族の源泉徴収票の写しなどを必ず添付してください。

送付先: 〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号 白石市役所総務部税務課あて